

## 第3回

# 遠賀川下流部利用者会議

## 資 料

### 項目

1. 第2期重点的撤去区域の設定について
2. 第2期重点的撤去区域における不法係留船対策について
3. 平成24年9月の実態調査結果について
4. 次年度以降の重点的撤去区域の設置について

平成24年11月29日

# 1. 第2期重点的撤去区域の設定について

## 1-1 遠賀川河口域における不法係留船対策の経緯

- ・第1回 遠賀川下流部利用者会議 (H22年11月)  
{第1~5回 西川利用対策会議(H21年5月~H22年6月)}
- ・第1・2回 遠賀川河口域利用対策協議会 (H22年9月・H23年1月)

- 遠賀川河口における不法係留船対策に係る計画書の策定・公表 (平成23年2月)  
→ **第1期 重点的撤去区域**の設定 (H23年4月より 西川高水敷)

- ・第2回 遠賀川下流部利用者会議 (H23年12月)
- ・第3回 遠賀川河口域利用対策協議会 (H24年2月)

- **第2期 重点的撤去区域**の設定 (H24年4月より 西川島津橋上流など)

- ・第3回 遠賀川下流部利用者会議 (H24年11月 **本日**)

- **第3期 重点的撤去区域**の設定・予定 (利用者会議・対策協議会の意見を踏まえ)

## 1-2 不法係留船対策に係る計画書の概要 (平成23年2月策定)

### 1. 段階的な重点的撤去区域の設定

→ 治水的・河川環境的に問題が大きいと考えられる西川高水敷・遠賀川河口右岸砂浜から第1期重点的撤去区域を設定。

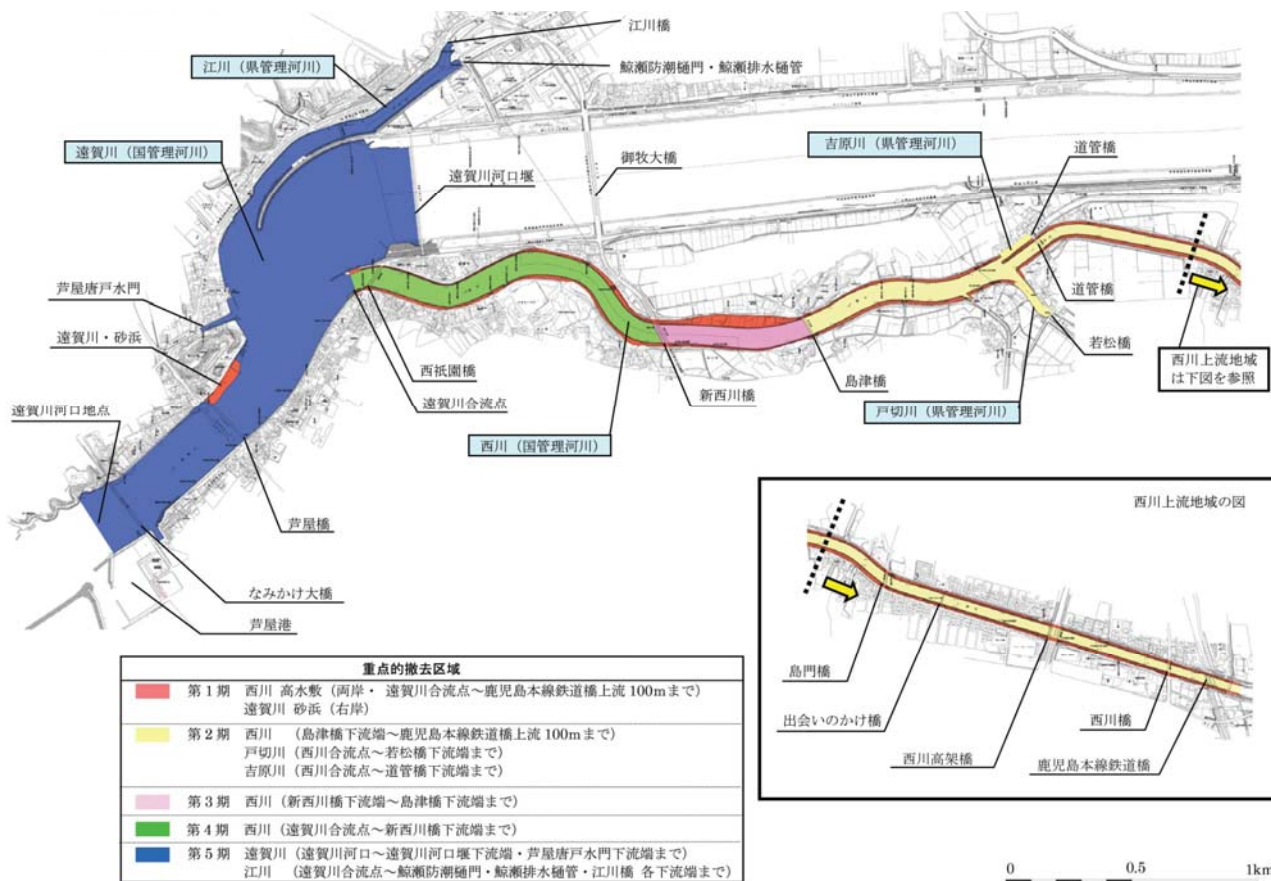
### 2. 受け皿となる保管施設は、周辺の既存施設・新規整備施設を活用

→ 福岡県北部地域にある既存のマリーナ等や平成24年に整備される脇田フィッシュマリーナの活用による対応。

### 3. 規制措置の周知

→ 重点的撤去区域の設定にともない強制的な規制措置(代執行など)を実施することから、事前にプレジャーボートの所有者等に対して広く周知を実施。

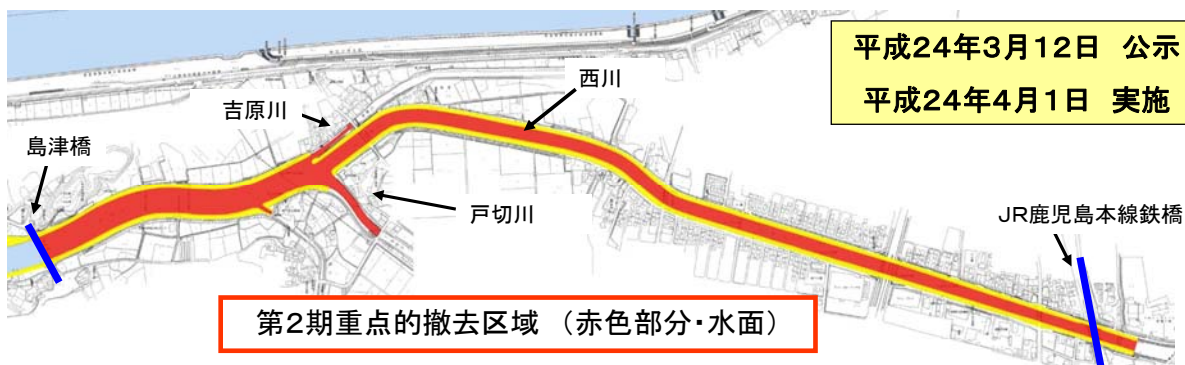
# 『段階的に設定する重点的撤去区域』（第1期～第5期）



平成24年3月に公示された

第2期 重点的撤去区域（西川島津橋上流・吉原川 戸切川 赤色部分）

詳細は、資料-2を参照



第2期重点的撤去区域（赤色部分・水面）

- ◇国管理河川 西川 島津橋上流（島津橋下流端からJR鉄橋上流100mまで 約3.5km）
- ◇県管理河川 吉原川（西川合流点から道管橋下流端まで 約0.1km）
- ◇県管理河川 戸切川（西川合流点から若松橋下流端まで 約0.2km）

西川下流域(参考)



## 2. 第2期重点的撤去区域における 不法係留船対策について

### 2-1 実施した対策

#### ① 警告チラシの設置

(平成24年 8月、9月、11月に実施)

より周知するため船舶に直接設置



#### ② 船舶所有者に対して

郵送にて情報提供

(平成24年3月、6月実施)



#### ③ 船価鑑定の実施

(平成24年8月実施)

第三者機関による船価鑑定を実施

水上から、  
より詳細に鑑定



#### ④ 行政指導の強化

第2期重点的撤去区域において、

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 平成24年7月  | 撤去指示書の送付 (27隻対象)      |
| 平成24年8月  | 撤去指示書の現地設置 (6隻対象)     |
| 平成24年9月  | 撤去警告書送付 (11隻対象)       |
| 平成24年10月 | 監督処分 of 公告 (2隻対象)     |
|          | 弁明通知書の送付 (8隻対象)       |
| 平成24年11月 | 簡易代執行(強制撤去)の実施 (2隻対象) |
| 平成25年1月  | 行政代執行(強制撤去)の実施予定      |

代執行の場合、塵芥処分ではなく、一定期間船舶を保管



⑤ 強制撤去の実施 (平成24年11月27日 実施 2隻)



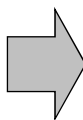
第2期重点的撤去区域に係留されている所有者不明の船舶2隻を強制撤去



係留されている船舶をトラックで一時保管場所へ移動



係留された船舶をつり上げ、撤去



撤去した船舶を西川・島津橋下流に設置した一時保管場所へ移動

⑥ 代執行による船舶の一時保管場所の確保 (平成24年度から活用)

規制措置の強化にともない、撤去した船舶を一時保管する場所が必要となる。そこで、西川左岸・島津橋下流にある国有地を活用し、船舶の保管場所を整備。(30隻程度確保可能)



一時保管場所設置の位置図



一時保管場所

## ⑦ 受け入れ施設となる遠賀川河口域保管施設への占用許可

遠賀川河口域にある保管施設に対して、『第2回・遠賀川河口域利用対策協議会(平成23年1月)』において、水面の利用の向上及び適正化に資する者であると認められたことから、河川敷の占用許可協議を実施。

- ◇芦屋マリーナ                      平成24年9月に占用を許可
- ◇ヨットハーバー芦屋            現在協議中

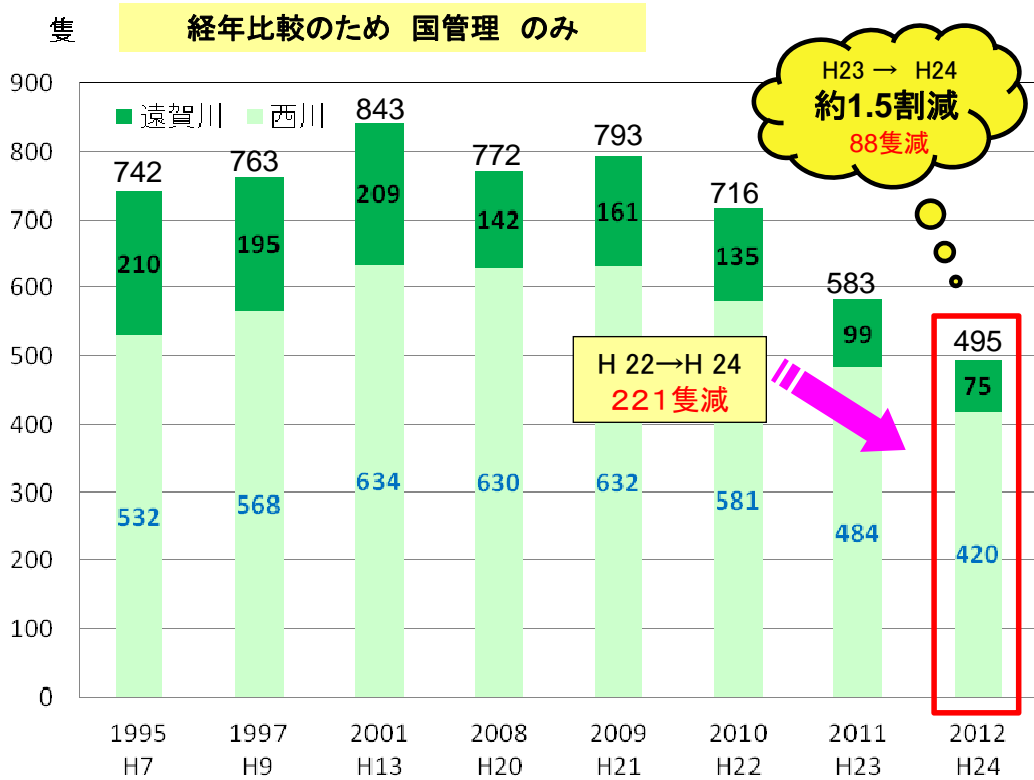
※芦屋マリーナは、昨年度末オーナーが替わり、名称が「芦屋マリン」から「芦屋マリーナ」に変更。



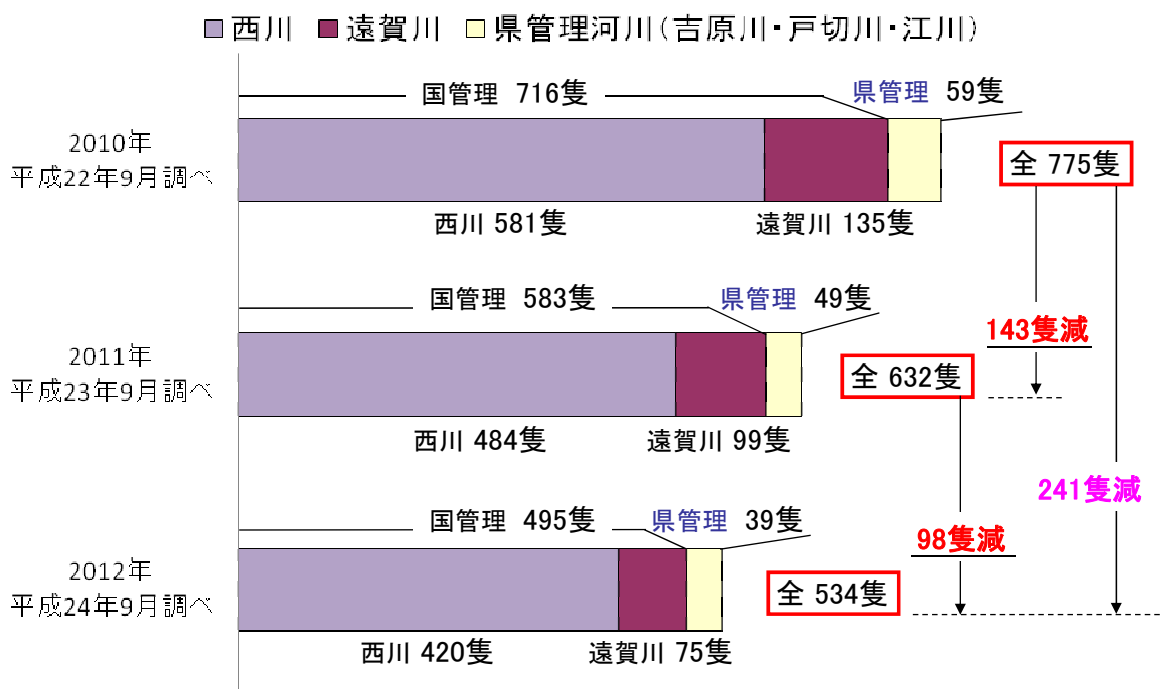
芦屋マリーナは、新たに施設が再整備された

### 3. 平成24年9月の実態調査結果

#### 3-1 経年変化



#### 3-2 3年間の比較



平成22年から平成24年までの間で全河川で241隻の不法係留船が減少している。

## 河川別にみる4年間の比較

|      | H21年9月     | H22年9月 | H23年9月 | H24年9月      |
|------|------------|--------|--------|-------------|
| 西川   | 632隻(100%) | 581隻   | 484隻   | 420隻(66.5%) |
| 遠賀川  | 161隻(100%) | 135隻   | 99隻    | 75隻(46.6%)  |
| 計(国) | 793隻(100%) | 716隻   | 583隻   | 495隻(62.4%) |
| 吉原川  | 4隻(100%)   | 4隻     | 2隻     | 1隻(25.0%)   |
| 戸切川  | 7隻(100%)   | 7隻     | 3隻     | 0隻(0.0%)    |
| 江川   | 53隻(100%)  | 48隻    | 44隻    | 38隻(71.7%)  |
| 計(県) | 64隻(100%)  | 59隻    | 49隻    | 39隻(60.9%)  |
| 合計   | 857隻(100%) | 775隻   | 632隻   | 534隻(62.3%) |

※印 %は、H21年を100%として比較

## 重点的撤去区域別にみる4年間の減少傾向

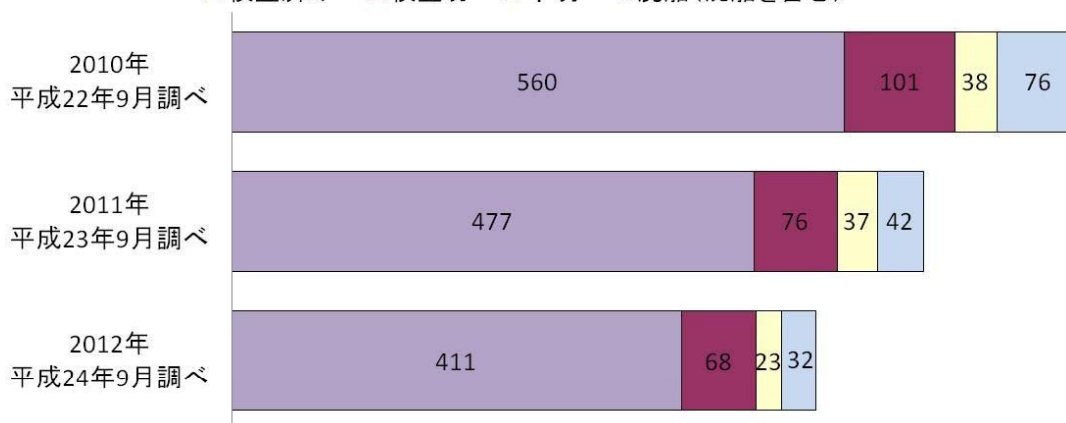
単位：隻

|     | 第1期 |       | 第2期 |       | 第3期 |       | 第4期 |       | 第5期 |       |
|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| H21 | 88  | 100%  | 63  | 100%  | 171 | 100%  | 389 | 100%  | 146 | 100%  |
| H22 | 69  | 78.4% | 59  | 93.7% | 162 | 94.7% | 352 | 90.5% | 133 | 91.1% |
| H23 | 22  | 25.0% | 45  | 71.4% | 139 | 81.3% | 303 | 77.9% | 123 | 84.2% |
| H24 | 1   | 1.1%  | 24  | 38.1% | 122 | 71.3% | 274 | 70.4% | 113 | 77.4% |

※ 第1期は、昨年度0隻となったが、その後1隻が西川高水敷に放置。なお、現在行政指導中。

## 不法係留船・放置の内訳 (検査済などについて)

■ 検査済み ■ 検査切 □ 不明 □ 廃船(沈船を含む)



## 《 H23年 と H24年 の比較 》

平成22年9月・平成23年9月・平成24年9月調査結果を基本に作成

|     | H23年→H24年 | 結果   |    | H23年→H24年 | 結果   |
|-----|-----------|------|----|-----------|------|
| 検査済 | 477隻→411隻 | 66隻減 | 不明 | 37隻→23隻   | 14隻減 |
| 検査切 | 76隻→68隻   | 8隻減  | 廃船 | 42隻→32隻   | 10隻減 |

検査済とは、

小型船舶検査機構による定期検査の検査期間が有効な船舶 (航行しても問題がない船)



## 《所有者特定と居住地》

|        |                               |       |
|--------|-------------------------------|-------|
|        | H23年(632隻)<br>↓<br>H24年(534隻) | 特定率   |
| 所有者特定  | 531隻 → 489隻                   | 84.0% |
| 所有者非特定 | 101隻 → 45隻                    | 91.6% |

9割(92%)の船舶で所有者が判明  
所有者の半数近くが北九州市に在住

※本年度より、小型船舶の検査情報からも所有者の特定が可能となり、所有者特定率が高まった。

### 所有者特定された方々の居住地割合

| 地域       | 隻    | 割合     |       |
|----------|------|--------|-------|
| 北九州市全体   | 241  | 49.3%  |       |
| 北九州市内の内訳 | 八幡西区 | 148    | 30.3% |
|          | 若松区  | 41     | 8.4%  |
|          | 小倉南区 | 13     | 2.7%  |
|          | 八幡東区 | 16     | 3.3%  |
|          | 戸畑区  | 10     | 2.0%  |
|          | 小倉北区 | 11     | 2.2%  |
|          | 門司区  | 2      | 0.4%  |
| 芦屋町      | 40   | 8.2%   |       |
| 岡垣町      | 35   | 7.2%   |       |
| 水巻町      | 27   | 5.5%   |       |
| 中間市      | 28   | 5.7%   |       |
| 遠賀町      | 16   | 3.3%   |       |
| 直方市      | 20   | 4.1%   |       |
| 宗像市      | 19   | 3.9%   |       |
| その他      | 63   | 12.9%  |       |
| 合計       | 489  | 100.0% |       |

平成24年9月調査結果から作成

## 遠賀川河口域周辺の既存等の保管施設について

(平成24年9月調べ)



### 3-3 まとめ

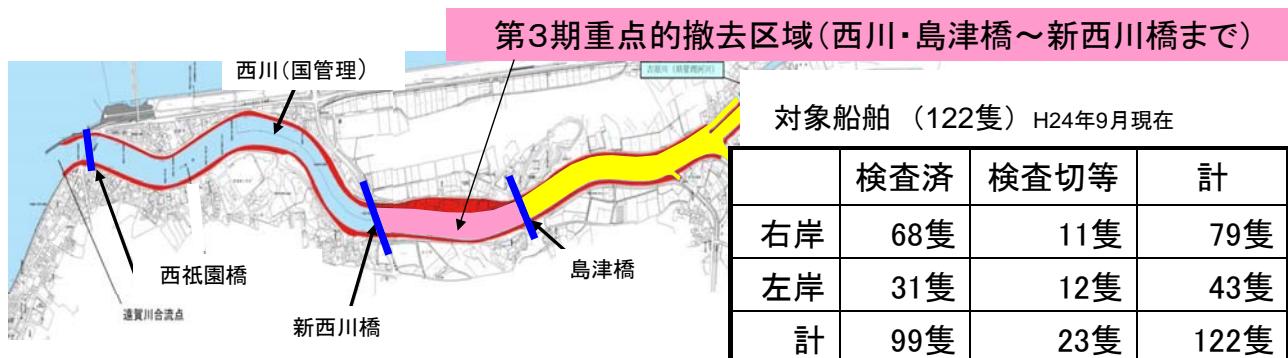
この1年間で98隻(約1.5割)の不法係留船が減少しており、その多くが自主撤去(移動)である。

この点を踏まえると、遠賀川河口域の不法係留船対策は確実に進んでいる。

今後、保管施設への誘導対象となる『検査済』船舶は、昨年度から66隻あまり減少し、411隻となっている。一方、遠賀川河口域周辺の既存保管施設(脇田フィッシャリーナ108隻を含む)の収容余力は481隻あり、福岡県北部において保管施設は確保されている。

## 4. 次年度以降の重点的撤去区域の設置について

### 4-1 第3期重点的撤去区域の設定について



## 第3期重点的撤去区域における対策スケジュール

### 【 予定 】

#### H25.1.23 第4回 遠賀川河口域利用対策協議会開催

→協議会において『第3期重点的撤去区域』設置の意見聴取

#### H25.3頃 第3期重点的撤去区域設定の公示

→遠賀川河口域に係留している全船舶に対して第3期重点的撤去区域が設置されることを周知

- ◇所有者判明している船舶所有者への郵送
- ◇所有者不明の船舶は、現地へ張り紙を設置

#### H25.4.1 第3期重点的撤去区域の設定 (規制強化)



この間 行政指導を強化

#### H25.12頃 第3期重点的撤去区域における強制撤去の実施

## 4-2 再び不法係留を生まないための施策について

### ① 係船柱・係留ロープの撤去

所有者が特定できない係船柱や係留ロープは、再び利用されていよ  
うに撤去していく。

### ② 河川空間へのアクセス制限の強化

車両乗り入れを制限するため『車止め』等を関係機関と連携して設置し  
ていく。

### ③ 河川巡視の強化

再び係留させないように河川巡視を強化していく。

### ④ 周知の強化

重点的撤去区域が設定されたこと等の周知を強化し、新たな不法係留  
が発生しないようにしていく。